栃木県知事 福田富一 様

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び 地方独立行政法人栃木県立リハビリ テーションセンター評価委員会 委員長 髙橋 淑郎

意見書

令和2 (2020) 年7月29日付け保福第332号をもって諮問のありました地方独立行政法人栃木県立がんセンター(以下「県立がんセンター」と言う。)、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター(以下「県立リハビリテーションセンター」と言う。)の令和元(2019)年度業務実績に関する評価及び県立がんセンターの第一期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価並びに県立がんセンターについて第一期中期目標期間の終了時までに行う業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討について、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 県立がんセンターの令和元 (2019) 年度業務実績に関する評価について
 - (1) 評価に対する評価委員会の意見 令和元(2019) 年度業務実績に関する知事の評価案については、適当と認める。
 - (2) 各委員からの主な意見
 - ア 収入を確保するため、病床利用率の向上に努める必要がある。
 - イ がん治療は入院から外来にシフトしているが、例えば通院が困難等の理由から入院を希望する患者もいる。そうした細かなニーズも汲み上げて病院運営に活かしてほしい。
 - ウがんセンターの専門性を活かしたがん検診の実施を検討してほしい。
- 2 県立リハビリテーションセンターの令和元(2019)年度業務実績に関する評価について
 - (1) 評価に対する評価委員会の意見

14の中項目中「安全で安心な医療の提供」については、法人の自己評価どおり S評価が適当である。その他の令和元(2019)年度業務実績に関する知事の評価 案については、適当と認める。

- (2) 各委員からの主な意見
- ア 新型コロナウイルス感染症から回復した患者のリハビリテーションについて、 円滑に受入れができるよう検討してほしい。
- イ 障害者の就労支援については、リハビリテーションセンターの役割として期待 している。
- 3 県立がんセンターの第一期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に おける業務の実績に関する評価について
 - (1) 評価に対する評価委員会の意見 第一期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 に関する知事の評価案については、適当と認める。
 - (2) 各委員からの主な意見 1 (2) と同様。
- 4 県立がんセンターについて第一期中期目標期間の終了時までに行う業務の継続又 は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討について
 - (1) 検討に対する評価委員会の意見 中期目標期間の終了時までに行う知事の検討案については、適当と認める。
 - (2) 各委員からの主な意見 特になし。